

後見制度支援預金

2019年6月3日現在

1. 商品名	・後見制度支援預金
2. 販売対象	・家庭裁判所が指示書を交付した成年後見人及び未成年後見人
3. 期間	・特に期間の定めはありません。
4. 預入(口座開設) (1)預入(受入)方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・口座開設は家庭裁判所が「後見制度支援預金」の口座開設を認めた指示書を提出してください。 ・取扱店のほか、当金庫本支店のどこの店舗でも預入れできます。 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻(支払)方法	・随時払戻しできますが、払戻しは取扱店に限ります。 払戻しに際しては、家庭裁判所が交付した「指示書」を提出してください。
6. 定期送金額の設定	家庭裁判所の「指示書」を提出すれば、定期送金額の設定ができます。
7. 利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・通常の普通預金と同じ利率を適用します。 ・年2回(3月、9月)の当金庫所定の日に元金に組入れます。 ・1年を365日とする日割計算 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として利息を計算します。
8. 税金	・利息には、20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
9. 解約	以下の理由による場合のみ、当金庫所定の手続きにより解約できます。 ・成年後見人等から成年後見支援預金口座の解約にかかる「指示書」を受理した場合 ・成年被後見人等が死亡した場合(相続手続きが必要) ・裁判所による指示書に基づく場合 ・成年被後見人の後見開始取消審判が確定した場合 ・未成年後見人の場合で、未成年被後見人が成年に達した場合 ・法令の改正等により、本商品の取扱いを継続することができないと当金庫が判断した場合
10. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス室(9時～16時30分 電話:0120-500-430)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 公益社団法人民間総合調停センター(電話:06-6364-7644)、または東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス室もしくは全国しんきん相談所にお問合せ下さい。
11. その他参考となる事項	・公共料金等の自動支払はできません。 ・キャッシュカードの発行はできません。 ・マル優の取扱いはできません。 ・小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ・この預金及び通帳は、他行(庫・組合)等からの借入の担保とすることはできません。 ・預金保険制度の決済用預金以外の保護対象預金として、他の保護対象預金と合算して元本1,000万円までとその利息・給付補てん金が保護されます。